

## 社会を明るくする運動

## 7月は社会を明るくする運動強調月間です ～犯罪や非行を防止し、立ち直りをささえる地域のチカラ～

### ○“防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り”

この運動は、すべての国民が、犯罪防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本村においても、保護司および更生保護女性会を中心として「社会を明るくする運動榛東村推進委員会」を組織し、青少年の非行・薬物乱用防止ならびに地域の環境浄化などについて積極的な取り組みを行っていくことにしています。

なお、今年の重点事項は、「立ち直りを支える取り組みについての理解促進」と「犯罪や非行をした人たちの就労支援」です。

### ○封筒募金にご協力をお願いします

今年も、運動を実施するための活動資金として、榛東村更生保護女性会員が、村民皆さまのお宅へ封筒募金のお願いにお伺いいたしますので、趣旨をご理解のうえ、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力をいただいた募金は、村内の保育園、幼稚園、小中学校への図書配布や、榛名女子学園など更生保護施設の慰問などに活用させていただきます。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)、または社会福祉協議会(☎55-5294)へ

## 地区別座談会

## 住民の声を行政に反映

村では、今年度から、村内のすべての行政区を対象として「地区別座談会」を開催しています。この座談会は、5月13日に1区で行われたのを皮切りに、5月中には長岡地区が終了し、6月には4区～8区を対象として実施されています。

座談会では、村から平成22年度予算のあらましや、主要事業に対する取り組み方針などを説明したあと、出席者から村に対する意見や要望などをお聞きしています。村では、これらの意見や要望などについて、その場で回答させていただくほか、可能なものから順次、村の行財政計画に反映していきたいと考えています。

この座談会については、今後、10月下旬までにすべての行政区で開催する予定です。ぜひ、皆さんお誘い合わせの上、ご出席ください。

### ○7月の地区別座談会開催予定

- 9区…7月15日(木) 午後7時～ 9区コミセン
- 10区…7月23日(金) 午後7時～ 10区コミセン
- 11区…7月30日(金) 午後7時～ 笹熊集会所

### ○8月の地区別座談会開催予定

- 12区…8月6日(金) 午後7時～ 12区コミセン
- 13区…8月20日(金) 午後7時～ 13区コミセン
- 14区…8月27日(金) 午後7時～ 14区コミセン

▶お問い合わせは、基地・財政課(☎54-2211 内線240)へ



## 現況届を提出してください

6月は子ども手当の現況届の提出月となっています。対象となるのは、平成22年3月まで児童手当を受給していた方のうち、4月以降も引き続き子ども手当を受給している方です。

現況届を提出しないと、6月分以降の子ども手当を受給することができなくなってしまいますので、必ず現況届を提出していただきますようお願いいたします。

### ○受付期間

平成22年6月21日(月)～25日(金) 午前8時30分～午後5時30分

ただし、23日(水)、24日(木)は午後7時まで

### ○手続きに必要なもの

■現況届 ■印かん ■受給者(保護者)の保険証の写し(村の国民健康保険加入者は不要)

■子どもが榛東村以外に住んでいる場合は、子どもを含む世帯全員の住民票

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

## 休耕農地の草刈りをお願いします

休耕農地に雑草が生い茂ると、様々な問題が発生します。定期的な「草刈り」をお願いします。雑草が伸びてからの草刈りはとても大変です。短いうちに行いましょう。

### ○雑草が生い茂ったときの問題点

■野火火災の発生 ■産業廃棄物の不法投棄 ■隣接地との問題発生 ■病虫害や有害鳥獣の発生・潜伏

■隣接する道・水路の機能低下 ■景観の悪化 ■非行・犯罪の発生 ■土壌力の低下 など

### ○農地の管理でお困りの方は

諸事情により耕作が再開できないときは、問題が発生しないよう、善良な管理にご協力ください。なお、「農地を貸したい」、「農地の管理(草刈りなど)を委託したい」とお考えの方は、農業委員会へご相談ください。

▶お問い合わせは、農業委員会事務局(☎54-2211 内線224)へ

## 年金記録の回復が早くなります

次の基準に当てはまる方は、年金記録確認第三者委員会で審議することなく、年金事務所の調査で、記録を回復できます。

■厚生年金(標準報酬月額の変動の疑い)

・6カ月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合

■厚生年金(脱退手当金の誤った支給記録)

・昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示(㊟)がないなどの条件を満たす場合

・脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合

■国民年金(2年以下の記録もれ)

・保険納付記録がもれていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一定の条件を満たす場合

▶お問い合わせは、渋川年金事務所(☎0279-22-1614)へ